

富山県農村における「いえ」の継承

富山大学研究推進機構極東地域研究センター 酒井富夫

はじめに

筆者はかつて、富山県における「いえ」の継承と農業経営の継承の関係を問題にしたことがある（注1）。富山県の農家数減少が全国平均に比してもかなり激しいという現象をみると、それはなぜなのかという問題意識があり、その主要な理由として農業経営上の厳しさもさることながら、その土台にある「いえ」の継承自体が困難になっていると考えたからである。当時の世帯構成の統計分析によれば、富山県は三世代世帯（いわゆる直系家族）が比較的多い県であり、農家では特にその傾向が強いが、一般世帯ではその割合は徐々に低下していた。しかし、農家の世帯構成の動向を統計的に把握するには限界があったが（注2）、本稿はその動向、及び、変容のメカニズムについて、実態調査により把握することに努めたものである（今回は平坦地域）。

世帯構造（世帯構成）、中でも三世代世帯の変化に注目し、まずは現時点での世帯構造の全国的動向と富山県の特徴を確認しておきたい。

1. 三世代世帯の動向と地域性

表1は、1970年以降の世帯構造の推移を示したものである。もっとも多いのは「核家族世帯」であり、1970以降その世帯数は増えているが構成割合は6割程度で大きな変化はない。対照的なのは、世帯数・割合とも増加する「単独世帯」と減少する「三世代世帯」である。2015年では、「単独世帯」は27%にまで高まっているのに対し、「三世代世帯」は6%に低下している。直系家族は、もはや珍しい存在になっている。

表2は、地区ブロック別の特徴を示している。

「三世代世帯」がもっと多いのが北陸と東北（ともに13%）であり、全国6%に比し2倍存在していることが分かる。もっとも低いのが南九州（5%）であり、地域ごとの差は大きく、概ね東高西低、大都市低の傾向がある。

地域性をさらに詳しくみておこう。表3は、小規模市、郡部、あるいは、北陸の県別に示したものである。「三世代世帯」は、全国7%に比し、15万人未満の市10%，郡部11%であり、郡部にいくほど高くなる傾向がある。また、全国的にみて高い北陸であるが、富山県は15%と福井県について高い。つまり、全国的に割合は低下しているとはいえる、そのなかでは富山県は「三世代世帯」割合の高い県であることは現在でも変わりはない。

さらに、2005年時点ではあるが、販売農家の世代構成をみておこう（表4）。これまでみた一般世帯とは異なり、「三世代世帯」は、全国でも39%あり、「二世代世帯」42%と同じ程度存在している。全国に比べ、やはり北陸は高いが、そのなかでも富山県は47%ともっとも高く、販売農家の約半数で直系家族が維持されていることがわかる。

問題は、これが盤石の構造を持って今後とも維持していくのかである。そこで、以下、実態調査によって、農村世帯の現状と方向性を把握したいと思う。

2. 富山県平坦農村における世帯構成の実態

富山県農業は、典型的な「安定兼業稻作」による水田地帯として特色づけられてきた。今回、調査対象としたT市の2集落は、平坦部水田地帯

表1. 世帯構造の推移（全国）
(千世帯, %)

	年次	総数	単独世帯	核家族世帯	三世代世帯	その他世帯
実数	1970	29,887	5,542	17,028	5,739	1,577
	1980	35,338	6,402	21,318	5,714	1,904
	1990	40,273	8,446	24,154	5,428	2,245
	2000	45,545	10,988	26,938	4,823	2,796
	2005	47,043	11,580	27,872	4,575	3,016
	2010	48,638	12,386	29,097	3,835	3,320
	2011	46,684	11,787	28,281	3,436	3,180
	2012	48,170	12,160	28,993	3,648	3,370
	2013	50,112	13,285	30,163	3,329	3,334
	2014	50,431	13,662	29,870	3,464	3,435
	2015	50,361	13,517	30,316	3,264	3,265
構成比	1970	100%	19%	57%	19%	5%
	1980	100%	18%	60%	16%	5%
	1990	100%	21%	60%	13%	6%
	2000	100%	24%	59%	11%	6%
	2005	100%	25%	59%	10%	6%
	2010	100%	25%	60%	8%	7%
	2011	100%	25%	61%	7%	7%
	2012	100%	25%	60%	8%	7%
	2013	100%	27%	60%	7%	7%
	2014	100%	27%	59%	7%	7%
	2015	100%	27%	60%	6%	6%

資料：厚生労働省「平成27（2015）年国民生活基礎調査」

注：世帯構造の定義は以下の通りである。

- 単独世帯：(1)住み込み・寄宿舎居住の単独世帯、(2)その他の単独世帯（居住場所が(1)以外、の世帯員が一人だけの世帯）。
- 核家族世帯：(1)夫婦のみ、(2)夫婦と未婚の子、(3)ひとり親と未婚の子、のみの世帯。
- 三世代世帯：世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯。
- 上記1～3以外の世帯。

表2. 世帯構造の地域ブロック別特徴
(構成比、2015) (%)

	総数	単独世帯	核家族世帯	三世代世帯	その他世帯
全国	100%	27%	60%	6%	6%
北海道	100%	32%	58%	4%	6%
東北	100%	25%	53%	13%	10%
関東I	100%	29%	62%	4%	5%
関東II	100%	21%	61%	11%	8%
北陸	100%	22%	55%	13%	10%
東海	100%	24%	61%	9%	6%
近畿I	100%	28%	62%	4%	6%
近畿II	100%	19%	67%	7%	7%
中国	100%	30%	56%	6%	8%
四国	100%	26%	61%	6%	7%
北九州	100%	28%	59%	7%	6%
南九州	100%	28%	59%	5%	8%

資料：厚生労働省「平成27（2015）年国民生活基礎調査」

注：各地域ブロックには、下記の都道府県が含まれる。

- 北海道
- 東北：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
- 関東I：埼玉、千葉、東京、神奈川
- 関東II：茨城、栃木、群馬、山梨、長野
- 北陸：新潟、富山、石川、福井
- 東海：岐阜、静岡、愛知、三重
- 近畿I：京都、大阪、兵庫
- 近畿II：滋賀、奈良、和歌山
- 中国：鳥取、島根、岡山、広島、山口
- 四国：徳島、香川、愛媛、高知
- 北九州：福岡、佐賀、長崎、大分
- 南九州：熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

表3. 世帯構造の地域性（2013）

(千世帯, %)

	総数	単独世帯	核家族世帯	三世代世帯	その他世帯
実数	全国	50,112	13,285	30,163	3,329
	15万人未満市	13,816	3,116	8,293	1,334
	郡部	4,481	1,048	2,520	502
	郡部・自営業者世帯	610	75	357	105
	新潟県	846	213	439	123
	富山県	382	80	209	56
	石川県	441	118	237	48
	福井県	262	48	143	44
	全国	100%	27%	60%	7%
	15万人未満市	100%	23%	60%	10%
構成割合	郡部	100%	23%	56%	11%
	郡部・自営業者世帯	100%	12%	59%	17%
	新潟県	100%	25%	52%	15%
	富山県	100%	21%	55%	15%
	石川県	100%	27%	54%	11%
	福井県	100%	18%	55%	17%
	全国	100%	27%	60%	7%
	15万人未満市	100%	23%	60%	8%

資料：厚生労働省「平成25（2013）年国民生活基礎調査」

注：「郡部」とは、〈大都市（21大都市）+それ以外の市〉以外の地域（町村）をいう。

表4. 家としての世代構成別農家数(2005年、販売農家)

地域	総数	一世代世帯	二世代世帯	三世代世帯
全国	1,963,424	387,447	816,392	759,585
東北	370,786	50,081	150,534	170,171
北陸	161,777	24,004	67,057	70,716
中国	180,363	49,665	70,502	60,196
九州	293,393	83,398	121,283	88,712
新潟県	82,011	11,883	34,590	35,538
富山県	31,463	4,115	12,608	14,740
石川県	22,297	4,593	9,171	8,533
福井県	26,006	3,413	10,688	11,905
全国	100%	20%	42%	39%
東北	100%	14%	41%	46%
北陸	100%	15%	41%	44%
中国	100%	28%	39%	33%
九州	100%	28%	41%	30%
新潟県	100%	14%	42%	43%
富山県	100%	13%	40%	47%
石川県	100%	21%	41%	38%
福井県	100%	13%	41%	46%

資料：農林水産省『2005年農林業センサス』

に位置し、富山県農業の特色を代表してきた地域である。また、2集落とも、農業生産は、個々の家族経営から集落営農へと形態を転換することで維持している。世帯構成に関する主な調査項目は、以下の通りである。本調査では、「いえ」の跡継ぎと農業経営の後継者は違うものとして把握している（つまり、「いえ」の跡継ぎは必ずしも「農業」の後継者ではない）。なお、調査は、個々の世帯からではなく集落の精通者からの聞き取りである。

なお、以下の整理では、跡継ぎの居住地が二世帯住宅・同一敷地内別宅・市内(敷地外)別宅のケースは、今後跡を継ぐ可能性が高いものとして判断した。

質問：あなたの世帯は次のどれですか（一つだけに○印）。

- a. 三世代以上家族（父・世帯主夫婦・子等）
- b. 二世代家族（世帯主夫婦・子等）
- c. 一世代夫婦家族（世帯主・妻）
- d. 高齢夫婦家族（どちらかが65歳以上の高齢夫婦）
- e. 単身家族（65歳未満の人が1人で居住）
- f. 高齢単身家族（65歳以上の高齢者が1人で居住）
- g. 高齢二世代家族（子世代もどちらかが65歳以上）
- h. その他（具体的に：）

質問：家（世帯主）の跡継ぎは結婚していますか（一つだけに○印）。

- a. 既婚
- b. 40歳以上で未婚
- c. 40歳未満で未婚

d. 跡継ぎはない

質問：跡継ぎがいる方にお伺いします。「跡継ぎ（夫婦）」はどこに住んでいますか。

（一つだけに○印）

- a. 同一家屋に同居している
- b. 二世帯住宅で住んでいる
- c. 同一敷地内の別宅に住んでいる
- d. 市内（敷地外）の別宅に居住している
- e. 市外（県内）の別宅に居住している
- f. 県外の別宅に居住している

(1) T市I集落 (MH地区)

①地域の概要

I集落は、自治会の単位である。MH地区は、I集落を含む7集落（自治会）から構成され、MH自治振興会がある。MH地区の前身であるMH村は、1954年にT市に編入された。

MH地区はTA市とT市の境界地域に位置し、地区内にはスーパー農道が走る。世帯数は137戸であるが、そのうちの80戸が新規住民として外部から転入したという人口流入地域である。(2)でみるH地区が純農村地帯だとすれば、当地区は比較的街に近い平坦水田地帯である。H地区に比し、地価も倍近く高い。営農面では、かつて大規模に借地集積していた家族経営が廃業し、急遽、他の法人等への借地再配分を迫られた経緯をもつ

地域である。

世帯数 137 世帯のうち農地所有世帯が 36 戸(そのうち農地持ち非農家 21 戸, 農家 15 戸)。したがって I 集落の世帯構成は、非農家世帯（農地を所有しない一般世帯）101 戸（74%）、農地持ち非農家 21 戸（15%）、農家 15 戸（11%）となる。集落の農業は、かつては＜I 転作組合（1987 頃設立）+ コメ個別経営＞形態でやってきたが、2016 年にコメ部分も対象にした I 営農組合（集落営農）として法人化した。現在の農家 15 戸全戸が I 営農組合に加入している。

②世帯構成と跡継ぎ

図 1 は、I 集落の農地所有世帯 36 戸の世帯構成と跡継ぎの状況を示したものである。「三世代世帯」が 21 戸（58%）、跡継ぎが同居している「純粹な三世代世帯」は 16 戸（44%）であり、かなり強固に直系家族が残っている集落である。全世帯 36 戸における現世帯主の跡継ぎ（いえの跡継ぎ）、または、跡継ぎ予定者「有り」の世帯が 30 戸、8 割強の世帯には跡継ぎ（あるいは予定者）があり、同居や近隣（同一敷地内や市内）に居住して

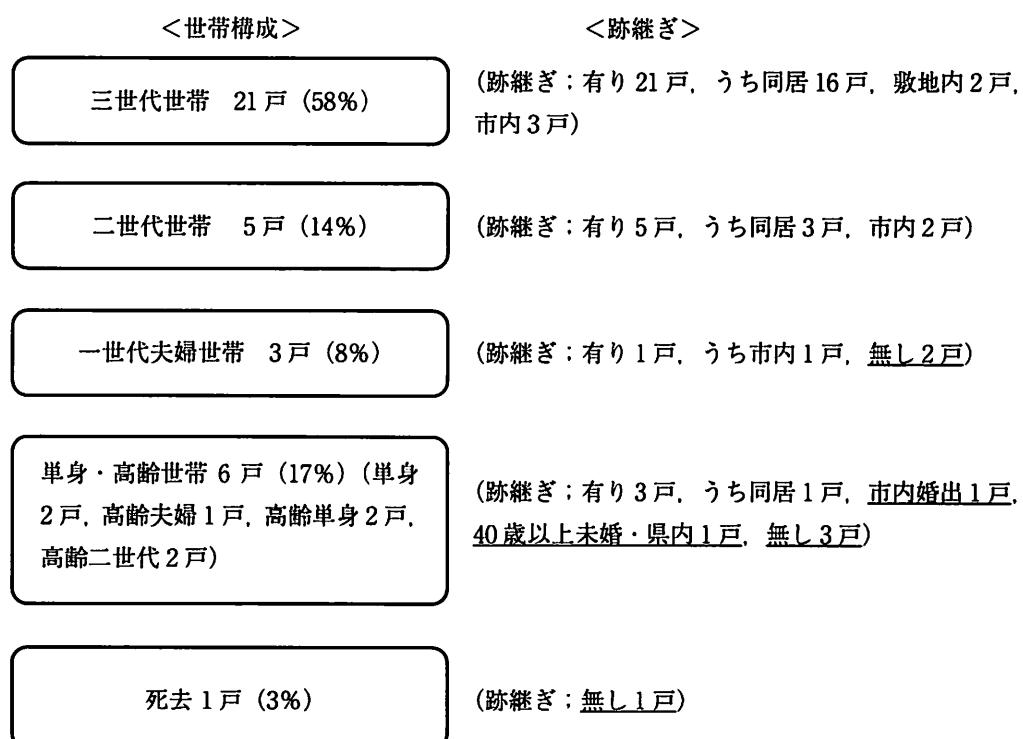
いる。これらの世帯では、将来、世帯が継承される可能性は高いであろう。他方、一世代夫婦・単身・高齢、世帯主死去世帯のなかに、跡継ぎ「無し」の世帯が 6 戸、「婚出」世帯が 1 戸、「40 歳以上未婚」世帯が 1 戸あり（下線の世帯）、これら計 8 戸（22%）では世帯の継承が困難になる可能性が高い。

③小括

I 集落では、跡継ぎ別居というケースを増やしながらも、現在でも「三世代家族」を強く維持している。跡継ぎが存在する場合は、総じて近隣に居住しており、将来はそのまま「いえ」を継ぐと予想される。他方、一世代夫婦・単身・高齢世帯で跡継ぎなし（6 戸）、及び、婚出（1 戸）、40 歳以上未婚（1 戸）の世帯が計 8 戸もあり、これらの世帯は将来的に「いえ」の継承は困難になる可能性がある。 $8 \text{ 戸} / 36 \text{ 戸} = 22\%$ であり、約 2 割である。むしろ、主には跡継ぎがいないために、世帯構成類型が「一世代夫婦」や「単身・高齢世帯」にならざるを得なかったといえよう。

地域としてもっとも困っている点は、空き家問題であるという。特に、新規住民の世帯の空き家

図 1. T 市 I 集落（M 地区）の世帯構成と「いえ」の跡継ぎ（調査対象 36 戸 = 100%）
(2017 年 1 月集落精通者からの聞き取り調査による)



が多い。転入後、そのまま高齢化してきたのである。新規住民は、世帯主の親と同居する親子世代世帯が半数以下であり、ほとんどが若い人、あるいは、夫婦+子供だけで住むことが多い。この問題は非農家のほうがむしろ深刻であるという。このような混住化が激しい農村問題を考える場合に、非農家の世帯構成に関する研究も不可欠になる。

(2) H1 集落 (H 地区)

①地域の概要

H 地区は、1952 年に T 市に合併した旧村であり、小学校区である（以前は H 小学校が存在した）。T 市中心部から 2 ~ 3km の位置にあり、見るからに純農村である。現在は、H 自治振興会がある。H 地区には、H1 ~ H4 の 4 集落（常会）があり、世帯数は 102 戸である。また、地区内には、T 営農組合と S 営農組合の二つの集落営農が組織されている。調査対象の H1 集落の農家は、T 営農組合に属している。T 営農組合は、構成員は 35 戸（うち出役農家 26 戸）、経営面積は約 50ha

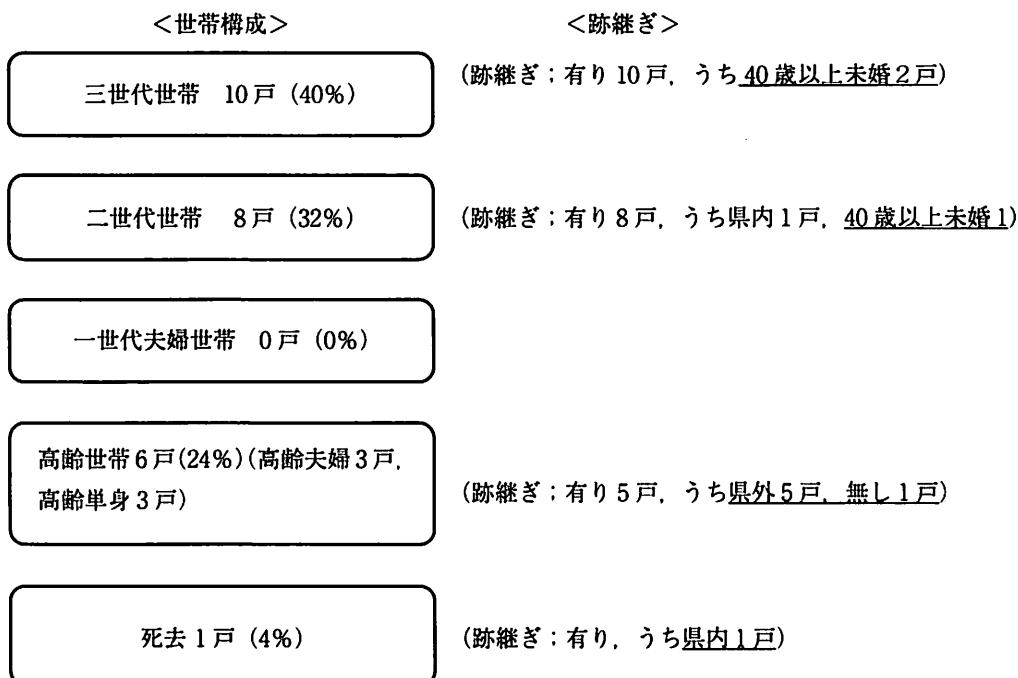
であり、2005 年に設立され 2011 年に法人化した集落営農である。農地は、中間管理機構を通して営農組合に集積している。しかし、集落営農化により、跡継ぎの農業に対する意識、農地を守らねばならないという意識が希薄化し、むしろ農業後継者としては残らないという。家族経営の時は、手伝わねばならないという意識がまだあったということである。

H1 集落には自治会があり、世帯数は 33 戸である。うち農家としてカウントされるのは、T 営農組合及び 25 戸の世帯である。25 戸のうち 4 戸は、以前より農地を入り作者に貸すなどしている非農家である。残り 21 戸が農家ということになるが、他集落の農家とともに上記の T 営農組合を組織している。今回の調査は、農地持ち非農家を含むこの 25 戸に対して実施した。

②世帯構成と跡継ぎ

図 2 は、H1 集落の農地所有世帯 25 戸の世帯構成と跡継ぎの状況を示したものである。跡継ぎ予定者はほとんどの世帯に存在しているが（跡継ぎ無しが高齢世帯の 1 戸のみ）、その所在が県内外

図2. T 市 H1 集落 (H 地区) の世帯構成と「いえ」の跡継ぎ（調査対象 25 戸 = 100%）
(2017 年 1 月集落精通者からの聞き取り調査による)



で、就職、結婚、場合によっては家屋建築しているものが多い（7戸）。また、40歳以上の未婚者がいる世帯も3戸ある。これらの計11世帯では、跡継ぎ確保が困難となる可能性があり、その割合は11戸/25戸=44%に達している。

③小括

H1集落の場合、（1）のI集落と違い、跡継ぎ自体は存在しているのであるが、県内外の遠距離地に居住している点が特徴である。それが「いえ」の継承を困難にさせつつある。仕事等、何らかの理由で、跡継ぎ（長男等）世代が転出し始めているということである。

まとめ

「三世代世帯」＝直系家族は、全国的に減少しているが、そのなかで富山県は現在でも相対的には高い割合を示している。そのなかでも販売農家では、約半数が「三世代世帯」を残していた。問題は、これからも同じ体制を維持継承していくのかどうかである。

聞き取り調査の結果、I集落では跡継ぎ不在により、H1集落では跡継ぎの転出により、今後「いえ」の継承が困難になると考えられる。この違いは集落の条件の違い等によると考えられるが、そのメカニズムは異なっている。特に後者は深刻であり、跡継ぎ（長男）の転出がなぜ始まったのか、今後さらに追求すべきである。これまであった「農業後継者は少なくなっているが、「いえ」の跡継ぎはいる」という富山県農村の常識が崩れつつあるということであり、「安定兼業稲作」構造も土

台から崩壊するということである。

以上の状況をみると、「農業経営（人材等）の継承」と「地域資源（農地等）の継承」の新たな仕組みを構想すべき段階にきているのではないかと思う。この世帯のあり方の変容は、農業という産業に影響するのみならず、介護等の農村生活全般に影響するものである。例えば、在宅介護を重視する地域包括ケアシステムを考えるとしても、その根底となる「いえ」や「地域」が揺らいでいるのである。今後とも大いに注視していくべき課題であるといえる。

[追記] 本論文は、富山県農村医学研究会研究助成（課題：富山県農村における家族の変容、及び、「いえ」の継承に関する研究）による研究成果の一部である。

注：

1. 拙稿「富山県農業における『いえ』と『農業経営』」、富山県『とやま経済月報』2015年11月号 (<http://www.pref.toyama.jp/sections/1015/ecm/index.html>)
2. 農家の世帯構成を把握できるのは、2005年農林業センサス（販売農家、5年ごとの悉皆調査）までである。また、国民生活基礎調査（全世帯対象、毎年実施の抽出調査）は、1997年まで「農耕世帯」（作付け可能な耕地面積（田・畠・園地）が30アール（北海道では50アール。）以上の世帯）として把握していた。